

## JIIMAからの提言 電子メールの運用管理と保存 ーモデル社内規程の提案ー

2017年10月13日

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)

専務理事 長濱 和彰 法務委員長 甲斐荘博司 法務委員 中田 秀明



### JIIMA提案の要旨

- 1. 組織の電子メールは、文書の管理と同様に 組織で運用管理する必要がある。
- 2. 取引関係の電子メールは、添付文書も含め 7年間保存が法律で決まっている。
- 3. これらの要件を織り込んだ、必要最小限のモデル社内規程を提案します。



#### JIIMA電子メール規程 提案タスクフォース

監修 牧野 二郎 JIIMA顧問弁護士

牧野総合法律事務所弁護士法人

担当理事 長濱 和彰 JIIMA専務理事

メンバー 甲斐荘博司 JIIMA法務委員長 株式会社ジェイ・アイ・エム

木村 道弘 JIIMA標準化委員長·特別研究員

中田 秀明 JIIMA法務委員 アルファテックス株式会社

### 1. 電子メールは、組織の業務記録としたMA 保存管理が必要な電子文書

JIIMA顧問弁護士 牧野二郎先生

「電子メールは、業務の遂行状況を日々記録した重要な記録簿であり、裁判上の証拠となる (民訴では文書提出命令の対象)となるため、 重要文書相当として組織で管理する必要があ る。事件の際には、恣意的に証拠を処分したと 考えられないように、文書管理規程に相当する 内部規程でしっかりと管理する必要がある。」

\* 牧野二郎弁護士「JIIMA文書情報マネージャー認定セミナー」での講演内容

### JIMA

### 2. 企業の電子メール関連 代表的な事件例

| 発生年月     | 件 名                    | 概要  | 判決又は処分、対策  |
|----------|------------------------|---|--|
| 2001年12月 | 上司によるメール<br>閲覧事件       | 社内ネットワークの電子メールの私的な通信を上司が無断で閲覧していたとして、プライバシー侵害で訴訟した。   | 合理的な範囲なら私的な通信は社会通念上、許容される。<br>また会社による通信内容の監視も、社会通念上妥当な範囲<br>を明らかに逸脱しない限り、許容される。                |
| 2006年12月 | 日興コーディアル<br>不正会計問題     | 証券取引等監視委員会による不正会計疑惑の調査で、<br>役員の電子メールが一定期間見つからないため、証拠<br>隠滅で告発。検察や第三者委員会がメールを復元し、事<br>件が明らかになった。 | 証券取引等監視委員会から5億円の追徴金支払命令。<br>会長・社長・担当役員は辞任。   |
| 2009年6月  | 日本振興銀行事件               | 会長の指示により社長以下3役員が金融庁立ち入り検査<br>直前に、電子メール723件を組織的に削除した。会長は「ミス消去した」との虚偽説明を役員に強要させた。                 | 銀行法違反(検査妨害・検査忌避)で全員有罪。<br>同銀行は経営破綻。  |
| 2011年6月  | 九州電力の<br>世論操作問題        | 玄海原発の運転再開に関する佐賀県民への経産省説明会に際し、副社長の指示で九電社員に運転再開を支持する電子メールの投稿を呼び掛け、世論操作を行った。                       | 社長が辞任を表明するも、その後撤回。<br>関係した幹部職員は減俸処分。   |
| 非公表      | 企業内ネットワーク<br>での偽名メール被害 | の偽メールを送りつける事件。欧米企業で高額被害が散<br>発しているが、日本企業でも発生している。取引先から振   | 受信メールの本人確認は電子署名付きでもない限り、困難を伴う。特に社内ネットワーク内では疑う余地無く対応してしまうため、送金や情報提供メールの場合には、社内電話で本人確認を行うルールが必要。 |



#### 3. 税法と関税法で電子メール保存は義務

- (1)税法「電子取引に関する電子メール」
- 授受後に遅滞なくタイムスタンプを付与するか、もしくは訂正削除の防止に関する事務処理規程を整備した上で、添付ファイルを含めて、決算後7年間の保存。少なくともいつでも閲覧できる状況にしておくこと。(電子帳簿保存法第10条 電子取引の記録)
- (2)関税法「輸出入に係る取引の電子メール」 添付ファイルを含めて許可日の翌日から5年間の 保存。(関税法第94条第3項)



### 3-2 税法と関税法の関係

税法 「電子取引に関する電子メール」 7年間保存

関税法 「輸出入に係る取引の電子メール」 5年間保存



税法(電帳法)に準じて管理・保存する必要がある



### 3-3 ルール通りに行われていない! JIMA どうしよう! 心配!!

- 見積書や注文書、注文請書、契約書、請求書、 領収書等を電子メールの受発信とPDFの添付で 行うことは、ビジネス世界ではごく普通に行われ ているが、7年間の保存義務を正確に認識して いますか?
- 是正措置を講ずれば、心配いらない。
- 税務調査や関税調査で、電子メールの意図的な 廃棄など悪質な違反が判明した場合には、青色 申告取消や事後調査忌避の処分もあり得る。



### 4. 政府も行政文書に該当する 電子メールの保存を決定

行政文書に該当する電子メールは、文書管理者による確認 の上、共用の保存場所(共有ホルダ等)に、原則として作成者又は第一取得者が、速やかに保存する。

(保存方法の具体例)

- ①長期保存の観点から、電子メールをPDF/A形式に変換した 上で共有ホルダーへ保存
- ②紙文書として印刷した上で、紙媒体の行政文書ファイルへ 編てつ
- ③利用頻度が高いもの(編集して再送等)については、電子 メール形式を維持したまま共有ホルダーへ保存
  - \*内閣官房が2017年9月20日公文書管理委員会に提出した資料
  - \* 行政文書 : 行政機関の職員が職務上作成または取得し、組織的に 用いるため行政機関が保有する文書



### 5 電子メール運用の考察要素 - 1 発信メール

- 組織代表者名で発信されるメール、 組織名で発信されるメール、 個人名で発信するメール等、 少なくとも3レベル程度の発信承認手続きを明確化。
- 個人名で発信するメールでも、上長にCC(Carbon Copy)を義務付けることが望ましい。
- 添付ファイルや個人情報を含むメールについては、パスワード(PW)を別送する方法が一般化しつつあるが、セキュリティ上からは必ずしも万全ではないことに、注意を要する。

### JIIMA

#### 5 電子メール運用の考察要素

-2 私的発信をどこまで禁止するか

モデル規程では、

5. 利用者は、業務に関係のない電子メールを当社メールシステムから送信してはならない。また業務上のメールを個人用メールアドレスを使用して送信してはならない。

但し事故・災害時やリスク発生時で、他の連絡手段がない場合は、この限りではない。また既知の送信者への、軽微な返信も認める。

- \*「合理的な範囲内で私的通信も社会通念上、許容」判決もあり、業務専念義務に反しない範囲として、「軽微な返信も認める」とした。
- \*逆に業務上の連絡を個人のスマホ等で行うことは、原則禁止する規程も必要。



- 5 電子メール運用の考察要素 -3 受信メール
- 業務関連の受信メールを、速やかに対応処理すること(お客様センターなど要注意)
- 業務に無関係メールの削除や、不審メールのシステム管理者への報告、ウィルスに感染した恐れのある場合の措置をルール化する。



- 5 電子メール運用の考察要素 -4 保存期間の決定
- 文書管理規程に準じて決定する。

- 取引関連の受発信メールは、添付ファイルを 含めて税務申告後7年間(欠損繰越の場合は 10年間)の保存とする。
  - →保存期間が長く、訂正削除の履歴確保等の要件が伴う ため、別のメールアーカイブ環境で保存が望ましい。



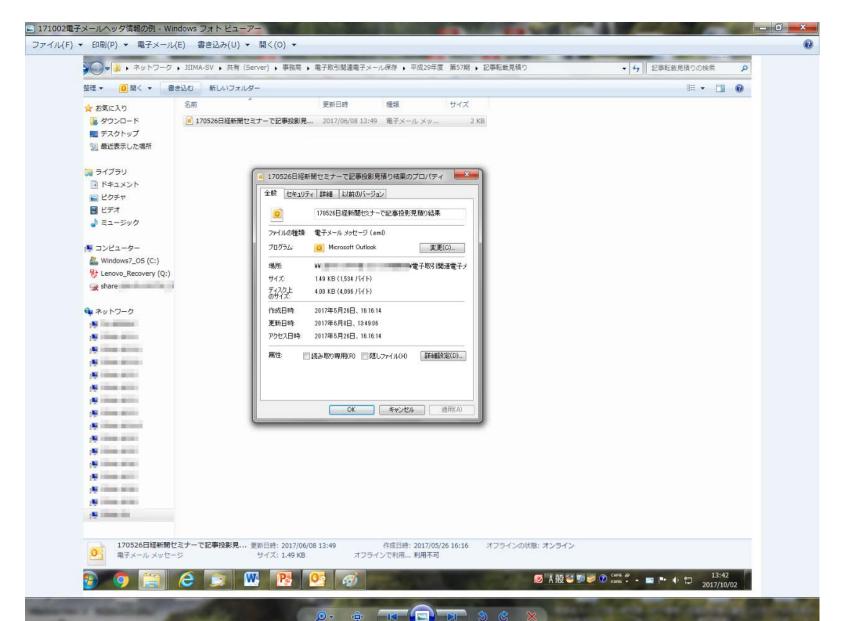
- 5 電子メール運用の考察要素 -5 電子メールサーバ又はシステムの選定
- 自社内サーバ記録型でなく、インターネット メールやクラウド系メールサーバを利用する 場合には・・・・
- 保存期間の設定が企業側の意思で設定できない点や、ログインした本人しか閲覧権限がないケースがあり、注意を要する。



- 5 電子メール運用の考察要素 -6 電子メールの保存
- •保存する内容
- (a)メール本文、(b)ヘッダ情報、(c)添付ファイル 以上の3点セットで保存することが必要。
- 特にヘッダ情報は、コンテキスト(プロファイルとも言われる作成背景情報で、文書作成経緯、作成時期、作成者、配布先等の情報)として、信頼性確保のために有効。
- 添付ファイルにPWがかかっている場合は、PWを 外して閲覧可能な状態で保存する必要があるこ とに、注意を要する。



### ヘッダー情報の例





- 5 電子メール運用の考察要素 - 7 検索機能
- 少なくともキーワード・日付・送受信先で検索できる環境が必要である。
- 一般的なメールアーカイブ機能では通常、これらの機能は備わっている。
- なお社内で件名・題名・プロジェクト名等の キーワード名称(含む略称)を統一化しておく ことも必要となる。



#### 5 電子メール運用の考察要素 -8 廃棄

- 保存期間が終了したメール記録は、組織として保存する価値ある歴史的メールを除き、廃棄する。
- 退職者や取引に関連する受発信メールの廃棄責任者も決定する。
- また廃棄した旨の事実を「廃棄簿」に記録することが望ましい。



- 5 電子メール運用の考察要素 -9 電子メールの閲覧と監査
- 情報管理責任者や監査人が、組織文書として業務点検の必要に応じて、電子メールを閲覧し、監査する権限があることを規程化する。
- 電子メール閲覧権については、一般的な企業では組織文書としての管理責任があり、業務点検の観点から閲覧権の確保が必要であるが、学術研究分野など組織の性格によっては、合理的な範囲で制約を課される場合もありうる。



- 5 電子メール運用の考察要素
  - -10退職者、退職予定者からの情報流失防止
- 退職者のメール管理については、退職日に受発信ともクローズする原則が適用できない場合でも、曖昧にならないよう、規程化しておく必要がある。
  - →退職者のアクセス権は退職日に削除するが、 受信メールはある期間、新担当者に転送後クローズする。
- 退職希望が報告された日以降は、管理者によるログ 監視を行う規程を定める等により、機密漏洩を未然に 防止する措置にも、考慮する必要がある。



5 電子メール運用の考察要素 -11 偽名メールによる被害防止

#### モデル規程

- 6. 既知の送信者からのメールを閲覧した場合でも、明らかに内容が不審な場合には、電話等他の手段で送信者に直接確認を行ない、安全性が確認されるまで、添付ファイルや本文中のURLにより誘導されるサイトの閲覧は、決して行ってはならない。
- \* 偽名メールによる被害防止のため、必要項目
- \*経理・財務・営業部門には、至急送金指示や振込口座変更等のメールについては、特に注意して別手段による再確認を義務化しておく必要がある。



- 5 電子メール運用の考察要素 -12 広告宣伝目的のメール送信の規制
- 営利目的で企業が広告又は宣伝を行うための手段として電子メールで送信する場合には、「特定電子メールの送信などに関するガイドライン」

(総務省消費者行政課・消費者庁取引対策課) に準拠して行う必要がある。

# 電子メールの運用管理規程(モデル)

ワード版は以下のサイトに、公開します。 ご自由にお使いください。

http://www.jiima-net.jp/email\_model/

JIIMAからの提言 電子メールの運用管理と保存 ―モデル社内規程の提案―

JIIMAホームページ 「政策提言・ガイドラインなど」 で公開しています。



### ご清聴ありがとうございました

#### JIIMA 電子メール規程 提案タスクフォース

監修物野二郎 JIIMA 顧問弁護士 牧野総合法律事務所弁護士法人

担当理事 長濱 和彰 JIIMA 専務理事

甲斐荘博司 JIIMA 法務委員長 株式会社ジェイ・アイ・エム

木村 道弘 JIIMA 標準化委員長·特別研究員

中田 秀明 JIIMA 法務委員 アルファテックス株式会社